

海田町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月27日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町規則第 2 4 号

海田町財務規則の一部を改正する規則

海田町財務規則（昭和 4 8 年海田町規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の予定価格の入札執行前の公表）

- 4 町長が指定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、当分の間、第 7 2 条（第 8 0 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該業務に係る一般競争入札又は指名競争入札を執行する前に当該業務の予定価格を公表することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。